**平成２１年（フ）第３５５号**
川崎市麻生区東百合丘３丁目24番３号
破産者　吉村　年雄
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２０年（フ）第２３１号**
新潟県新発田市中央町２丁目１番14号、開始時の住所新潟県新発田市住吉町３丁目４番７号
破産者　備後　聖子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２０年（フ）第２９６号**
富山県富山市大江干19番地２
破産者　佐藤　　勝
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第８４号**
富山県高岡市常国289番地５
破産者　笠谷　久志
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第９７号**
富山県高岡市京町13番11号
破産者　髙越　憲二
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２０年（フ）第１７１号**
岐阜県可児市二野2870番地１、開始決定時の住所岐阜県可児市皐ケ丘７丁目55番地
破産者　中井工務店こと　中井　城嗣
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２０年（フ）第６３６号**
京都市左京区静市野中町250番地の27
破産者　田中耕太郎
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成１９年（フ）第１２８２号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目30番18号
破産者　山川　八郎
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成１９年（フ）第１２８５号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目30番18号
破産者　山川　秀樹
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２０年（フ）第１４４号**
兵庫県神戸市長田区海運町４－３－８－602、開始決定時の住所大阪府貝塚市澤1151ハイツ二色105
破産者　前田　博美
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２０年（フ）第８９４号**
堺市堺区三宝町３―193レジデンス・ドゥ・セリバセレストゥ401号室、開始決定時の住所大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―502号
破産者　三好　國夫
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２０年（フ）第１２１５号**
大阪府貝塚市津田北町17番２―202号
破産者　永井　仁己
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第４３号**
大阪府泉南市新家725番地の30
破産者　中岡　　憲
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１２９号**
大阪府和泉市富秋町１丁目６番８―201号、開始決定時の住所大阪府和泉市池上町257番地の12
破産者　吉田　達也
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２０年（フ）第１９４号**
兵庫県西脇市西脇644番地の５
破産者　金子　委鈴
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２１年（フ）第５３号**
兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋764番地１鍛冶屋寺所団地５号
破産者　松田　俊和
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２１年（フ）第５９号**
兵庫県西脇市上比延町1413番地の２
破産者　山本リエ子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２１年（フ）第１６号**
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来162番地の１
破産者　片山　剛史
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

**平成２１年（フ）第３１０号**
愛媛県松山市中村１丁目１番28号　カーサヴィアンカ兼久102号
破産者　兵頭　麻記
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所